

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社 水機テクノス	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	1-005438

2. 指名停止措置期間

令和5年3月10日 から 令和5年6月9日 まで 3か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

4. 事実概要

(株)水機テクノスは、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行った。

これらのことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第14号(1)及び(2)に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」(抜粋)

措置要件	期間
別表第2 (建設業法違反行為) 14 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく監督処分(第28条第1項第1号、第2号及び第3号に該当し、監督処分を受けたときを除く。)を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき。 (2) 営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内 3月以上9月以内